

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

平成24年 3月30日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

**鳥取県病院局管理規程第3号**

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程

(鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

改正後		改正前																															
(給料表)		(給料表)																															
第3条 給料表の種類及び適用範囲は、次の表のとおりとする。		第3条 給料表の種類及び適用範囲は、次の表のとおりとする。																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">種類</th> <th>適用範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>医療職給料表(別表第2)</td> <td>医療職給料表(1)</td> <td>院長、副院長(医師の職務に従事する職員に限る。)、局長(医療局長に限る。)、センター長(中央手術センター長に限る。)、副局長(医療局の副局長に限る。)、部長(医療局の部長に限る。)、医長、副医長、室長(新生児集中治療室長、<u>画像診断室長及び放射線治療室長</u>に限る。)、医師及び歯科医師</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>現業職給料表(別表第3)</td> <td></td> <td><u>運行管理主任</u>、物流管理主任、メッセンジャー長、ボイラ技士長、調理師長、副調理師長、副室長(中央滅菌材料室の副室長に限る。)、自動車整備士、運転士、交換手、ボイラ技士、調理師、調理員及び医療助手</td> </tr> </tbody> </table>		種類		適用範囲	略			医療職給料表(別表第2)	医療職給料表(1)	院長、副院長(医師の職務に従事する職員に限る。)、局長(医療局長に限る。)、センター長(中央手術センター長に限る。)、副局長(医療局の副局長に限る。)、部長(医療局の部長に限る。)、医長、副医長、室長(新生児集中治療室長、 <u>画像診断室長及び放射線治療室長</u> に限る。)、医師及び歯科医師	略			現業職給料表(別表第3)		<u>運行管理主任</u> 、物流管理主任、メッセンジャー長、ボイラ技士長、調理師長、副調理師長、副室長(中央滅菌材料室の副室長に限る。)、自動車整備士、運転士、交換手、ボイラ技士、調理師、調理員及び医療助手	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">種類</th> <th>適用範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>医療職給料表(別表第2)</td> <td>医療職給料表(1)</td> <td>院長、副院長(医師の職務に従事する職員に限る。)、局長(医療局長に限る。)、センター長(中央手術センター長に限る。)、副局長(医療局の副局長に限る。)、部長(医療局の部長に限る。)、医長、副医長、室長(新生児集中治療室長及び<u>画像診断室長</u>に限る。)、医師及び歯科医師</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>現業職給料表(別表第3)</td> <td></td> <td>物流管理主任、メッセンジャー長、ボイラ技士長、調理師長、副調理師長、副室長(中央滅菌材料室の副室長に限る。)、自動車整備士、運転士、交換手、ボイラ技士、調理師、調理員及び医療助手</td> </tr> </tbody> </table>		種類		適用範囲	略			医療職給料表(別表第2)	医療職給料表(1)	院長、副院長(医師の職務に従事する職員に限る。)、局長(医療局長に限る。)、センター長(中央手術センター長に限る。)、副局長(医療局の副局長に限る。)、部長(医療局の部長に限る。)、医長、副医長、室長(新生児集中治療室長及び <u>画像診断室長</u> に限る。)、医師及び歯科医師	略			現業職給料表(別表第3)		物流管理主任、メッセンジャー長、ボイラ技士長、調理師長、副調理師長、副室長(中央滅菌材料室の副室長に限る。)、自動車整備士、運転士、交換手、ボイラ技士、調理師、調理員及び医療助手
種類		適用範囲																															
略																																	
医療職給料表(別表第2)	医療職給料表(1)	院長、副院長(医師の職務に従事する職員に限る。)、局長(医療局長に限る。)、センター長(中央手術センター長に限る。)、副局長(医療局の副局長に限る。)、部長(医療局の部長に限る。)、医長、副医長、室長(新生児集中治療室長、 <u>画像診断室長及び放射線治療室長</u> に限る。)、医師及び歯科医師																															
略																																	
現業職給料表(別表第3)		<u>運行管理主任</u> 、物流管理主任、メッセンジャー長、ボイラ技士長、調理師長、副調理師長、副室長(中央滅菌材料室の副室長に限る。)、自動車整備士、運転士、交換手、ボイラ技士、調理師、調理員及び医療助手																															
種類		適用範囲																															
略																																	
医療職給料表(別表第2)	医療職給料表(1)	院長、副院長(医師の職務に従事する職員に限る。)、局長(医療局長に限る。)、センター長(中央手術センター長に限る。)、副局長(医療局の副局長に限る。)、部長(医療局の部長に限る。)、医長、副医長、室長(新生児集中治療室長及び <u>画像診断室長</u> に限る。)、医師及び歯科医師																															
略																																	
現業職給料表(別表第3)		物流管理主任、メッセンジャー長、ボイラ技士長、調理師長、副調理師長、副室長(中央滅菌材料室の副室長に限る。)、自動車整備士、運転士、交換手、ボイラ技士、調理師、調理員及び医療助手																															
2～4 略		2～4 略																															
(夜間看護等手当)		(夜間看護等手当)																															
第15条 略		第15条 略																															
2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。		2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。																															

- (1) 略  
(2) 前項第2号の業務 1,620円  
3 略

(宿日直手当)

第19条 略

2 前項に規定する勤務を命ぜられた職員に支給する宿日直手当の額は、同項各号に掲げる勤務に応じ、当該勤務1回につき次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。

- (1) 略  
(2) 前項第2号から第4号までに規定する宿日直勤務については、5,900円

3 略

別表第1 行政職給料表（第3条関係）

略

備考 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げるものの給料月額は、同表に定める給料月額にそれぞれに定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において管理者が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

- (1) 職務の級が1級から5級までである者  
1,000分の978  
(2) 職務の級が6級から9級までである者  
1,000分の949

別表第2 医療職給料表（第3条関係）

ア 医療職給料表(1)

略

備考 この表の適用を受ける職員の給料月額は、同表に定める給料月額に1,000分の984を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

- (1) 略  
(2) 前項第2号の業務 1,240円  
3 略

(宿日直手当)

第19条 略

2 前項に規定する勤務を命ぜられた職員に支給する宿日直手当の額は、同項各号に掲げる勤務に応じ、当該勤務1回につき次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。

- (1) 略  
(2) 前項第2号から第4号までに規定する宿日直勤務については、4,200円

3 略

別表第1 行政職給料表（第3条関係）

略

備考 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げるものの給料月額は、同表に定める給料月額にそれぞれに定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において管理者が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

- (1) 職務の級が1級又は2級である者  
1,000分の994  
(2) 職務の級が3級から5級までである者  
1,000分の959  
(3) 職務の級が6級から9級までである者  
1,000分の931

別表第2 医療職給料表（第3条関係）

ア 医療職給料表(1)

略

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号給が1級13号給以上若しくは2級以上であるもの又は再任用職員については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額にそれぞれ1,000分の965（他の職員との権衡上必要と認められる限度において管理者が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端

イ 医療職給料表(2)

略

備考 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げるものの給料月額、同表に定める給料月額にそれぞれに定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において管理者が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

(1) 職務の級が1級から5級までである者

1,000分の978

(2) 職務の級が6級又は7級である者

1,000分の949

ウ 医療職給料表(3)

略

備考 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げるものの給料月額、同表に定める給料月額にそれぞれに定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において管理者が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

(1) 職務の級が1級から5級までである者

1,000分の978

(2) 職務の級が6級又は7級である者

1,000分の949

別表第2の2 特定任期付職員給料表（第3条関係）

数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。

イ 医療職給料表(2)

略

備考 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げるものの給料月額、同表に定める給料月額にそれぞれに定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において管理者が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

(1) 職務の級及び号給が1級1号給から3級4号給まで（再任用職員にあつては、職務の級が

1級又は2級）である者 1,000分の994

(2) 職務の級及び号給が3級5号給から5級85号給まで（再任用職員にあつては、職務の級が

3級から5級まで）である者 1,000分の959

(3) 職務の級が6級又は7級である者

1,000分の931

ウ 医療職給料表(3)

略

備考 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げるものの給料月額、同表に定める給料月額にそれぞれに定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において管理者が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

(1) 職務の級及び号給が1級1号給から3級4号給まで（再任用職員にあつては、職務の級が

1級又は2級）である者 1,000分の994

(2) 職務の級及び号給が3級5号給から5級93号給まで（再任用職員にあつては、職務の級が

3級から5級まで）である者 1,000分の959

(3) 職務の級が6級又は7級である者

1,000分の931

別表第2の2 特定任期付職員給料表（第3条関係）

略

備考 この表に定める給料月額に1,000分の978を乗じて得た額（その額に500円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときはこれを1,000円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。

別表第3 現業職給料表（第3条関係）

略

備考 この表の適用を受ける職員の給料月額は、同表に定める給料月額に1,000分の978を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

別表第4（第3条、第4条関係）

行政職給料表級別職務分類表

職務の級	職務
略	
3級	係長又は副主幹の職務
略	

備考 略

別表第5（第3条、第4条関係）

ア 医療職給料表（1）級別職務分類表

職務の級	職務
略	
3級	副院長、局長、センター長、副局長、部長、室長（画像診断室長及び放射線治療室長に限る。）又は困難な業務を処理する医長、副医長若しくは室長（新生児集中治療室長に限る。）の職務
略	

イ 略

ウ 医療職給料表（3）級別職務分類表

職務の級	職務
略	
5級	看護師長又は副センター長の職務
6級	副局長、センター長又は副室長の職務

略

備考 この表に定める給料月額に1,000分の959を乗じて得た額（その額に500円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときはこれを1,000円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。

別表第3 現業職給料表（第3条関係）

略

備考 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げるものの給料月額は、同表に定める給料月額にそれぞれに定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において管理者が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

（1）職務の級が1級又は2級である職員

1,000分の994

（2）職務の級が3級である職員 1,000分の959

別表第4（第3条、第4条関係）

行政職給料表級別職務分類表

職務の級	職務
略	
3級	副主幹の職務
略	

備考 略

別表第5（第3条、第4条関係）

ア 医療職給料表（1）級別職務分類表

職務の級	職務
略	
3級	副院長、局長、センター長、副局長、部長、室長（画像診断室長に限る。）又は困難な業務を処理する医長、副医長若しくは室長（新生児集中治療室長に限る。）の職務
略	

イ 略

ウ 医療職給料表（3）級別職務分類表

職務の級	職務
略	
5級	看護師長の職務
6級	副局長、副センター長又は副室長の職務

略	略
別表第6（第3条、第4条関係） 現業職給料表級別職務分類表	別表第6（第3条、第4条関係） 現業職給料表級別職務分類表
職務の級	職務
略	略
3級	運行管理主任、物流管理主任、メッセージャー長、ボイラ技士長、調理師長、副調理師長又は副室長の職務
職務の級	職務
略	略
3級	物流管理主任、メッセージャー長、ボイラ技士長、調理師長、副調理師長又は副室長の職務
別表第7（第7条、第20条関係）	別表第7（第7条、第20条関係）
職	区分
略	略
局長 課長（局総務課の課長に限る。） 部長（薬剤部長に限る。） 副局長（医療局の副局長を除く。） センター長（中央手術センター長又は <u>地域連携センター長</u> に限る。） 副室長（医療安全・感染防止対策室の副室長に限る。）	3種
略	略
局長 課長（局総務課の課長に限る。） 部長（薬剤部長に限る。） 副局長（医療局の副局長を除く。） センター長（中央手術センター長に限る。） <u>副センター長</u> 副室長（医療安全・感染防止対策室の副室長に限る。）	3種
略	略
別表第9（第14条関係）	別表第9（第14条関係）
職種	額
略	略
副局長、部長及び室長（画像診断室長及び放射線治療室長に限る。）	月額 37,000円
略	略
職種	額
略	略
副局長、部長及び室長（画像診断室長に限る。）	月額 37,000円
略	略

備考 改正部分は、下線の部分である。

第2条 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

別表第8を次のように改める。

別表第8（第7条関係）

給料表	職務の級	区分	管理職手当月額	
			再任用職員以外の職員	再任用職員
行政職給料表	8級	2種	89,200円	75,700円
		3種	67,200円	55,300円
	7級	2種	84,000円	69,200円
		3種	63,100円	48,800円
医療職給料表(1)	4級	1種	135,500円	114,000円
		2種	108,300円	91,200円

		3種	86,700円	73,000円
	3級	2種	101,200円	76,900円
		3種	80,900円	61,500円
医療職給料表(2)	7級	2種	83,100円	70,800円
		3種	66,500円	56,700円
	6級	3種	63,100円	50,000円
		4種	55,200円	43,700円
医療職給料表(3)	7級	2種	83,800円	71,900円
		3種	67,100円	57,600円
	6級	3種	65,800円	50,500円
		4種	57,600円	44,200円

(鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部改正)

第3条 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(平成18年鳥取県病院局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>第7条 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額に達しないこととなるもの(管理者が定める職員を除く。)には、<u>平成24年3月31までの間</u>、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>(1)～(5) 略</p>	<p>附 則 (給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>第7条 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額に達しないこととなるもの(管理者が定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>(1)～(5) 略</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

- この規程は、平成24年4月1日から施行する。  
(経過措置等)
- 行政職給料表の適用を受ける職員のうち職務の級及び号給が2級74号給から125号給までであるもの(以下「特定職員」という。)並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員(医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。)でその職務の級及び号給が特定職員に対応するものとして管理者が定めるものに対する第1条の規定による改正後の鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程(以下「新給与規程」という。)別表第1から別表第3までの規定の適用については、平成27年3月31日までの間、新給与規程別表第1から別表第3までの備考の規定中「1,000分の978」とあるのは、「1,000分の986」とする。
- この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち施行日の前日において第3条の規定による改正前の鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(以下「旧平成18年改正規程」という。)附則第7条の規定の適用を受けていた職員であって、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料の月額から1万円を控除した額(行政職給料表の適用を受

ける職員で職務の級が1級又は2級であるもの（以下「行政職2級以下職員」という。）並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の級及び号給が行政職2級以下職員に対応するものとして管理者が定めるものにあつては、当該職員が同日において受けていた給料の月額を勘案して管理者が定める額）に達しないこととなるものには、平成25年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

- 4 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、平成25年3月31日までの間、管理者が定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 5 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなる職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、平成25年3月31日までの間、管理者が定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 6 前3項に規定する職員のうち、その者が平成25年3月31日において受ける給料の月額と同年4月1日において受けることとなる給料の月額を比較して管理者が特に必要と認めるものについては、同日から平成26年3月31日までの間の給料月額について必要な調整を行うことができる。
- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。